

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 7月 29日			
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） ・本社：大阪市中央区備後町二丁目1番8号 備後町野村ビル ・京都工場：京都市伏見区葭島矢倉町13番地		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 新日本理化株式会社 代表取締役 三浦 芳樹			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	75台	1台	0台	75台
	冷蔵機器及び冷凍機器	5台	3台	0台	5台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事業所で管理している冷媒用代替フロン使用機器のリスト、点検表を作成しそれに基づいて簡易点検を実施している。自らが管理する第一種特定製品の点検状況については社内サーバー内で管理しており関係者がいつでも閲覧できるようにしている。			
	廃棄時	第一種特定製品の廃棄時には当該機器の管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填廃棄業者に冷媒用代替フロン回収を依頼している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	事業所で管理している冷媒用代替フロン使用機器のリスト、点検表を作成しそれに基づいて簡易点検を実施している。			
	廃棄時	充填回収業者から破壊処理証明書が回収されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用したトップランナー機器を導入することとしている。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。